

## NEWS RELEASE

報道資料

2008年6月18日  
(東証第一部 9650)  
テクモ株式会社  
**TECMO**  
東京都千代田区九段北 4-1-34  
<http://www.tecmo.co.jp>

## 弊社社員の訴訟提起について

本年6月16日(月)、弊社社員2名より、給与未払などについての訴訟が東京地方裁判所に提起されました。現時点における弊社の見解を説明させていただきます。

弊社は、2004年6月より2008年5月まで開発職社員に「専門業務型裁量労働制」を導入して参りましたが、本年6月より時間管理を徹底し社員の健康管理を行うため普通労働制に移行いたしました。2004年6月の「専門業務型裁量労働制」導入時に、過半数労働者代表の選出において、事務手続き上の瑕疵がみられたため、調査のうえ未払い賃金がある場合は賃金支払いの時効2年の範囲で支払うこととしました。この点については、本年4月1日に全社員に対し、過年度にわたる未払い賃金を調査し支払う旨を通知いたしました。

現在は、その未払い賃金を計算中であり、支払いの準備を進めております。

本提訴に対しましては、訴状の内容を確認の上対応してまいります。

以上

この件に関する報道関係の方々からのお問い合わせ

テクモ株式会社

経営管理部 向井 TEL. 03-3222-7645 FAX. 03-3222-7649